様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　6月　12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）やんまーほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ヤンマーホールディングス株式会社  （ふりがな） やまもと　てつや  （法人の場合）代表者の氏名 山本　哲也  住所　〒530-0013 大阪府 大阪市 北区 茶屋町1-32  法人番号　7120001176440  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ヤンマーホールディングス株式会社 デジタル中期戦略(2022～2025年度)について | | 公表日 | 2023年4月7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Webサイトに公開  https://www.yanmar.com/jp/about/digital\_strategy/  デジタル中期戦略（2022～2025年度）についてhttps://www.yanmar.com/media/news/2023/08/29045546/digital\_strategy\_2308.pdf (P.1～P.2)  ■ヤンマーグループ中期戦略における「デジタル中期戦略」の位置づけ  ■「デジタル中期戦略」を実現するための具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | 中期戦略課題の１つ「次世代経営基盤の構築」は、グローバルに人材を最大活用できる人事制度の導入や、効率的な生産・新規技術を確立するものづくり体制を構築することを目標としています。  また、デジタル化する世界に対応した未来のグループ成長に向けて、ヤンマーホールディングス内にDX部門を発足させ、「IT経営基盤の構築」を推進していきます。  IT経営基盤の構築のコンセプト：  １）デジタルを最大限に活用することによるお客様への新たな価値創出、業務品質・効率の更なる改善  ⇒現場発のデジタルを通じた価値創造、必要に応じた自主開発  ２）データに基づいた経営・意思決定のために必要な基盤、プロセス、組織、文化の変革のドライブ | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会役員メンバーにおけるマネジメントレビューの承認をもって、当該文書の掲載を行っています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ヤンマーホールディングス株式会社 デジタル中期戦略(2022～2025年度)について | | 公表日 | 2023年4月7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Webサイトに公開  https://www.yanmar.com/jp/about/digital\_strategy/  デジタル中期戦略（2022～2025年度）についてhttps://www.yanmar.com/media/news/2023/08/29045546/digital\_strategy\_2308.pdf (P.1～P.3)  ■「デジタル中期戦略」を実現するための具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | ヤンマーグループにおけるIT経営基盤の目指す姿は、必要なデータをタイムリーに入手・分析でき、業務効率の改善も含め、デジタルを通じてしか実現できない新たな付加価値をお客様に届けることです。そのために必要となってくるプロセス、組織、文化などの変革のコンセプトおよび取り組みをデジタル中期戦略\*として定義しています。  \*デジタル中期戦略は、ヤンマーグループ全体のDXに向けて2022年7月にヤンマーホールディングス内に発足した「デジタル戦略推進部」が立案した戦略になります。「デジタル戦略推進部」は、ヤンマーホールディングスおよび各事業会社のDX推進者がグループ横断で活躍できる枠組みを作る事で、デジタルの力を活用してお客様への価値創出を実現していきます。  デジタル中期戦略は次に示す３つのステップで推進していきます。  1.デジタル基盤の構築：セキュリティ、ネットワーク、サーバー、ハードウェアなどを含む基盤となるインフラの強化の推進  2.既存オペレーション最適化：基幹システム、ERP、Eコマース、デジタルマーケティング、Industry 4.0に代表される工場のデジタル化などの推進  3.新たな付加価値の提供（DX）：デジタルを通じてお客様に提供できる新たな付加価値や、新たなビジネスモデルの創出  そしてこれらの3つのステップを同時並行で推進するため、次に示す4つの重点取り組み事項を掲げています。４つのうち、１・２・４はデータの作成・保存・活用することを前提として取り組んでいきます。  1.基盤となるインフラの整備とセキュリティの強化  マネジメント・ガバナンス体制の強化、セキュリティとインフラレベルの底上げ、情報の重要度に応じたセキュリティ強化を実施し、セキュアにデータを作成・保存・活用できる状態を目指します。  2.データ基盤の再構築とモダナイゼーション  グループ全体のアーキテクチャ・プラットフォームの最適化、データ統合基盤の構築を実施し、柔軟にデータを取得・連携できる状態を目指します。  3.草の根DX施策組織化・グループ展開  現場の業務改善の組織化・コミュニティ化による促進、トランスレーター人材（ビジネス側のニーズとデータサイエ ンス技術の両方を理解し橋渡し出来る人材）の育成を実施し、各取り組みで発生した新たなデータを活用出来る状態を目指します。  4.データ活用・分析  必要なデータをスピーディーに入手し活用・分析することで、機械学習を活用したモデルの構築によるお客様への付加価値の創出、およびデータドリブンな意思決定ができる状態を目指します。ここにはヤンマーのスマートアシストリモート（GPSと通信機能を搭載したシステムによるサポートサービス）などの製品IoTの活用も含まれています。  現在、ヤンマーホールディングスを含めたヤンマーグループ内からAI・データ活用のアイデアを収集し、その中からテーマを絞り込み、デジタル戦略推進部と起案部門が連携し予測モデルの構築・業務への適用に向け推進しています。例えば、在庫最適化によるキャッシュフローの改善を図るために、過去の販売実績や市場データなどから AI 予測モデルの構築を進めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会役員メンバーにおけるマネジメントレビューの承認をもって、当該文書の掲載を行っています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | デジタル中期戦略（2022～2025年度）について(P.1,  P.3,P.5)  ■ヤンマーグループ中期戦略における「デジタル中期戦略」の位置づけ  ■デジタル中期戦略の推進体制 | | 記載内容抜粋 | デジタル化する世界に対応した未来のグループ成長に向けて、ヤンマーホールディングス内にDX部門を発足させ、「IT経営基盤の構築」を推進していきます。  デジタル中期戦略P.5図5に、デジタル中期戦略を推進するための体制図を記載しております。CDO主導のもと、ヤンマーホールディングス株式会社のデジタル戦略推進部が、ヤンマー情報システムサービス株式会社と協力しデジタル中期戦略を推進しています。  デジタル人材の育成については、「４つの重点取り組み事項」の一つである「草の根DX施策組織化・グループ展開」で、現場の業務改善の組織化・コミュニティ化による促進、トランスレータ人材（ビジネス側のニーズとデータサイエンス技術の両方を理解し橋渡し出来る人材）の育成を実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | デジタル中期戦略（2022～2025年度）について(P.2～P.3)  ■「デジタル中期戦略」を実現するための具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | デジタル中期戦略における「４つの重点取り組み事項」の内の以下2項目。  1.基盤となるインフラの整備とセキュリティの強化  マネジメント・ガバナンス体制の強化、セキュリティとインフラレベルの底上げ、情報の重要度に応じたセキュリティ強化を実施し、セキュアにデータを作成・保存・活用できる状態を目指します。  2.データ基盤の再構築とモダナイゼーション  グループ全体のアーキテクチャ・プラットフォームの最適化、データ統合基盤の構築を実施し、柔軟にデータを取得・連携できる状態を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ヤンマーホールディングス株式会社 デジタル中期戦略(2022～2025年度)について | | 公表日 | 2023年4月7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Webサイトに公開  https://www.yanmar.com/jp/about/digital\_strategy/  デジタル中期戦略（2022～2025年度）について  https://www.yanmar.com/media/news/2023/08/29045546/digital\_strategy\_2308.pdf (P.4,5)  ■取り組みに対する指標 | | 記載内容抜粋 | 記載内容抜粋 デジタル中期戦略の4つの重点取り組み事項を進める上での指標をそれぞれ以下の通り定め、これらの具体策を実行します。  1. 基盤となるインフラの整備とセキュリティの強化  ・グループ全体の認証基盤の構築  ・セキュリティ強化のためグローバル・地域体制（日本、APAC、EMEA、米州、中国の5極体制）を構築  ・情報（システム、データ）の重要度に応じたセキュリティレベルの設定  2. データ基盤の再構築とモダナイゼーション  ・グループ全体アーキテクチャ・プラットフォームの最適化  ・レガシー化した基幹システムのモダナイゼーションの実行  ・データ統合基盤の構築（データ連携、マスター・カタログの整備）  3. 草の根DX施策組織化・グループ展開  ・現場の業務改善の組織化・コミュニティの立ち上げ  ・現場DXキーマンの同定によるトランスレーター人材の育成  4. データ活用・分析  ・機械学習を活用したモデルの構築と付加価値の創出  ・情報の見える化によるデータドリブンの意思決定の高度化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 2023年7月7日 2. 2023年4月7日 | | 発信方法 | 1. トップ（代表取締役）山本 哲也（※）による発信   https://www.yanmar.com/jp/about/digital\_strategy/  ※「経営者（代表取締役社長）と同等の権限・責任を有する」かつ「全社を総括する立場の経営者」  （上記発信の補足）   1. 取締役CDO 奥山 博史による発信   https://www.yanmar.com/jp/about/digital\_strategy/ | | 発信内容 | 1. トップ（代表取締役）山本 哲也による発信   「人々の可能性を広げることでより良い未来を創っていく」というキーメッセージと共に、以下の内容でトップ（代表取締役）のメッセージを公開しております。  ・ヤンマーグループの事業領域において脱炭素社会への移行や食料生産における労働力不足、世界規模での食料供給不足などへの取り組みが求められていること  ・2022年7月にCDO（Chief Digital Officer）を設立し、デジタル化への実行体制を構えたこと  ・必要なデータをタイムリーに入手・分析することで経営を効率化し、お客さまへの付加価値を創出できる会社に変わることを目指していくこと   1. 取締役 CDO 奥山 博史による発信   「デジタルの力を活用してお客様への価値創造を実現していく」というキーメッセージと共に、以下の内容で取締役CDOのメッセージを公開しております。  ・デジタル技術を活用することで新たな価値を創造し、お客様に貢献すること  ・目標実現のために中期的に取り組む４つの重点取り組み事項について  ・デジタル人材の育成と社内文化の変容について |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4月頃　～　　2025年　5月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己評価を記入し、DX推進ポータルの自己診断結果へ登録済みです。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 内部監査：2023年9月,2024年2月,11月に実施  第三者による監査：2023年2月に実施 | | 実施内容 | セキュリティ対策について  ヤンマーグループ情報セキュリティ責任者を取締役CDO（Chief Digital Officer）がその任にあたり、サイバーセキュリティを含めた全社経営リスクへの対応は、経営専門委員会の一つであるヤンマーグループリスクマネジメント委員会の下で実施。  また、グループ共通の情報セキュリティ規程・基準を定めており、グループ各拠点・職場に情報セキュリティ推進責任者および個人情報保護管理者を配置し、グループ一体で対策を展開している。また、2018年に設定した情報セキュリティ事件・事故管理組織「Y-SIRT（CSIRT）」を中心としたヤンマーグループの情報セキュリティ事件・事故の未然防止・発生時の迅速な対応・被害の極小化につながる取組みを推進しています。  セキュリティ監査について  監査部が年間計画に基づき監査を実施しています。情報セキュリティ側面では、主に下記３つの視点での点検を行っています。   1. PCやUSBメモリ、重要書類の管理状況等 2. 規程の整備、入社退職時の手続、機密保持契約の締結等 3. ITシステムのアクセス権限、ネットワークセキュリティ等   第三者によるセキュリティ監査  「デジタル中期戦略」では、情報セキュリティにおける取り組みの一つとして、「マネジメント・ガバナンス体制の強化」を掲げています。その中に、「高度化する情報セキュリティ対策における評価について第三者の監査も活用し実施・改善を図る」と記載しています。そのため、第三者による監査として特定のリスクシナリオを策定の上、リスクベースの監査を実施しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。